

海外における 段階選抜方式について

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室

1. はじめに

国土技術政策総合研究所では、国土交通省直轄工事の品質確保と工事遂行の円滑化を目的として、多様な入札・契約方式に係る諸課題の整理や運用方法の提示・改善についての調査・研究を実施している。

本稿では、国土交通省において新たな入札方式として試行を開始している段階選抜方式について、米国、英国、シンガポールにおける適応状況を事例も用いて紹介する。

2. 米国での適用と事例

(1) 制度概要

米国連邦調達規則 (FAR) 第36.3条によれば、設計・施工一括発注方式の場合で、次の要件を満たす場合には「二段階・設計施工一括発注手続き (Two-Phase Design-Build Selection Procedures)」を適用することとされている。

- ・ 3社以上からの応札が予想される時
- ・ 積算や価格提案に先立って設計作業を行う必要がある、応札企業による多大な費用負担が見込まれる時

- ・ 事業要件、実施期間に関する時間的制約、候補となる請負業者の技術力と経験、事業的観点から二段階選抜手法の適合性、発注機関の対応性等から本手続きが適当であると判断されるとき
- また、入札公示は一段階ずつに分ける場合、二段階を一度に行う場合がある。

(2) 事例


ニューハンプシャー州交通局発注の事例を示す。本件は橋梁架替プロジェクトである。プロジェクト概要と手続きフローは表-1、図-1のとおり。

本件では、事前資格審査要請書にショートリスト提案者として3~5者を選定することが明示されており、実際には4者が選定されている。

- 一次選抜(事前資格審査)の要件は次のとおり。
- ・ 「法体系」「財務」「安全」の全てが最低限の要求要件を満たすこと (これらは採点対象外)
- ・ 「体制と主たる管理者および企業の実績」が最大60点に対して39点以上、「プロジェクトの理解度と手法および品質管理プログラム」が最大40点に対し26点以上を得ていること

二次選抜は、価格と技術の総合評価により行われ、最も総合評価点の高いものを**best value**と位置づけて落札者として決定する。総合評価点は価格点 (最大70点)、技術点 (最大30点、評価点数 (最大100pts) に0.3を乗じた値) の合計である。

表一 米国事例 プロジェクト概要

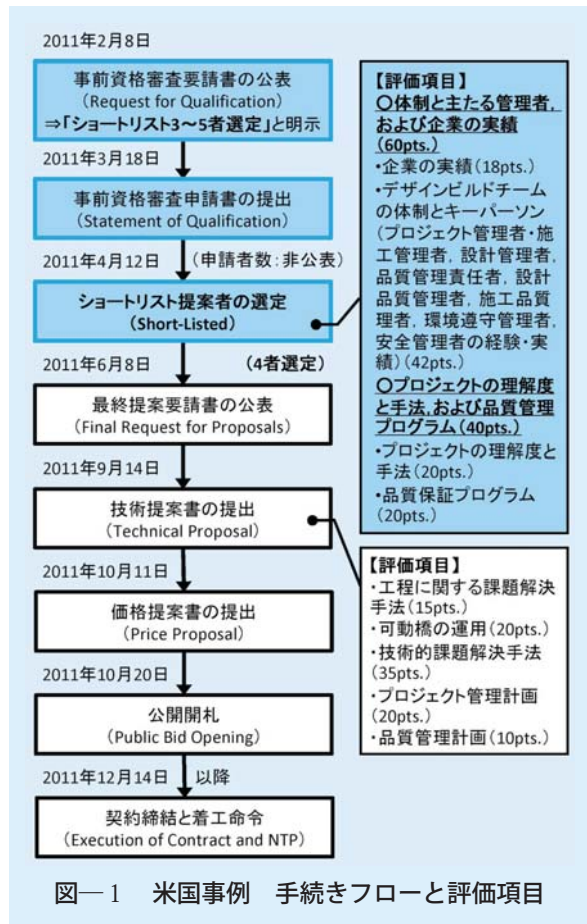
工事名称	US Route 1 over Piscataqua River Memorial Bridge Replacement Project (NH Project Number : 13678F)
発注機関	ニューハンプシャー州交通局, メーン州交通局
調達範囲	設計・施工
工事概要	橋梁架替プロジェクト 1) 固定スパン, 可動スパン, 橋塔, 橋台の取替 2) Memorial Bridgeの横断面の拡幅 3) 開閉時における航行クリアランスの維持・改善 4) 橋脚および緩衝装置の取替 5) Scott Avenue Bridgeの架替(橋脚, 橋台, 上部) 6) Kittery Approach Structureの架替(橋脚, 橋台, 上部) 7) 関連設備の再配置 8) 高速道路および排水の改善
工事規模	エンジニア評価額: US \$ 90,000,000. (2010年時点) (約72億円 (1 US \$ = 80円換算))
手続き期間	RFQ公表～契約締結まで約10.5カ月
落札者決定方法	総合評価 (価格:技術=70 : 30)
落札結果	落札者: Archer Western Contractors, Ltd. 契約額: US \$ 81,420,000 (約65億円)
写真 (着工前)	

3. 英国での適用と事例

(1) 制度概要

EU公共調達指令 (Directive 2004/18/EC) において, 制限手続 (restricted procedure) として段階選抜方式に係る規定がされており, 英国においても同調達指令に基づいた公共契約規則が策定されている。

英国道路庁 (Highways Agency) では, ほぼ全ての調達を制限手続で行っている。入札者指名 (一次選抜) は企業情報審査と入札者選考審査の2ステップで行われる。第1ステップで, 入札希望者の企業情報を審査し, 契約履行能力の判定により有資格者を選別し, 有資格者が指名予定数を上回った場合は第2ステップで順位付けし選定を行っている。制限手続きフローを図一2に示す。



図一 米国事例 手続きフローと評価項目

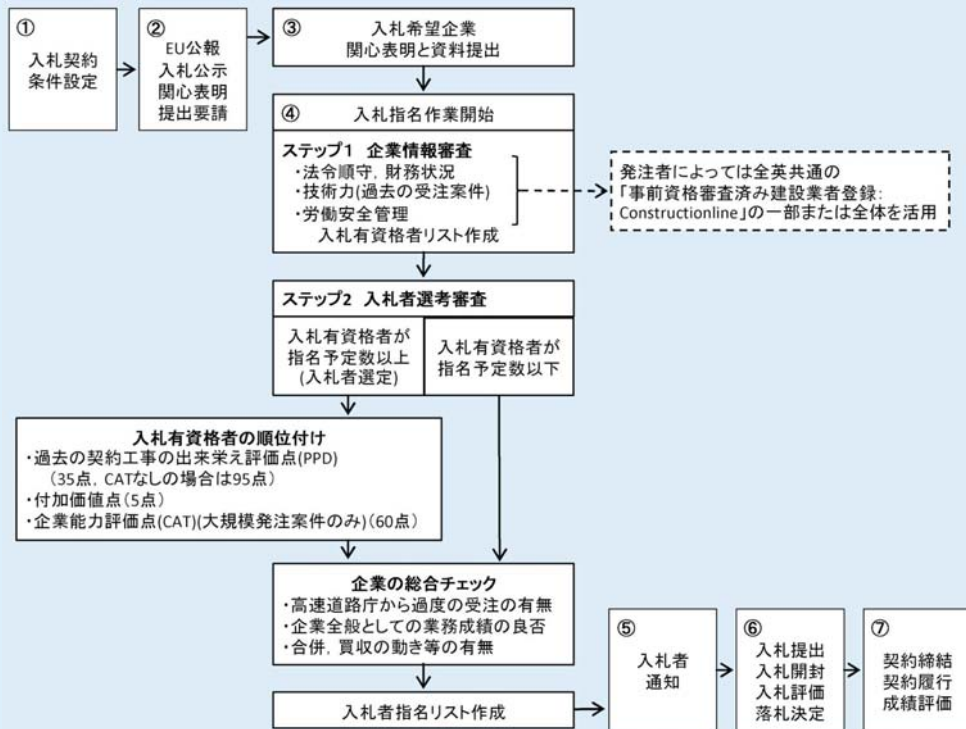
(2) 事例

道路庁発注の事例を示す。本件は高速道路M56の道路橋架替プロジェクトである。プロジェクト概要と手続きフローは表一2, 図一3のとおり。

本件も入札公告時にショートリスト提案者として上位5者を選定することが明示されている。一次選抜の第2ステップでは, 「過去の契約工事における出来栄え」および「付加価値」を評価し, 選定を行っている。

二次選抜は, 技術と価格の総合評価方式を採用し, 技術は品質計画書に関する評価を行っている。技術点を70% (技術最高得点者を満点とし, その他の提案に対しては最高得点の提案に対する割合から按分した点), 価格点を30% (最安提案価格者を満点とし, その他提案価格は最安価格に対する割合から按分した点) として総合評価点を算出し, 最も高い者を落札者とする。

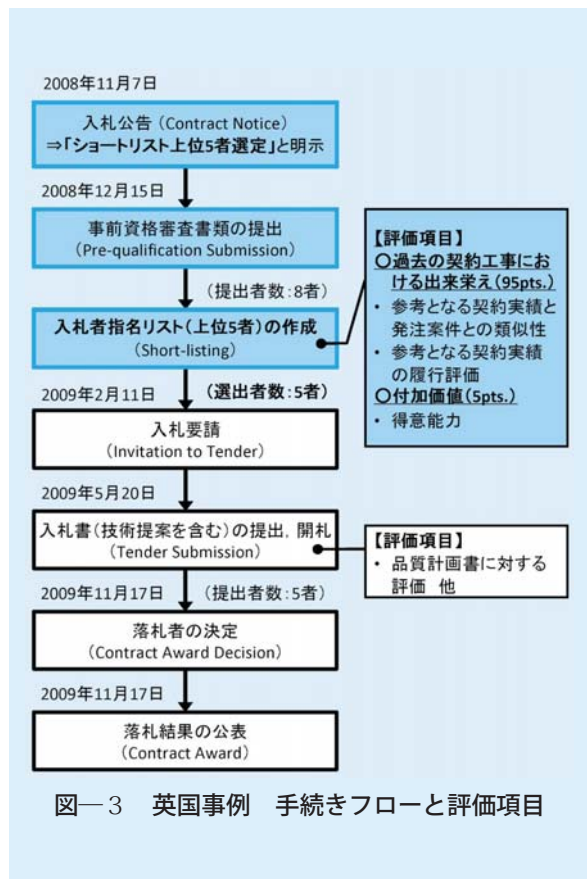
なお, 品質計画の他に, 組織計画, 工事手法計画を技術評価項目としている事例もある。



(注) 英国道路庁PQガイドライン(Pre-Qualification Pack Guidance 2008)および基本信一氏提供資料による。
 なお、ガイドラインは2011年に一部改正されている。

図一 英国道路庁 制限手続きフロー

工事名称	M56 Bowden View Bridge Replacement
発注機関	Highways Agency (HA) (道路庁)
調達範囲	設計・施工
工事概要	道路橋架替工事 (橋梁設計, 道路施工を含む) 規模: 重量1,830t, 延長74m, 幅17.1m, 高さ6.7m 種類: 2径間PCセグメント桁橋(斜角48度) 要件: 交通の流れの維持 工事区域への安全なアクセスの確保 環境影響の最小化
工事規模	エンジニア評価額: 8,000,000~13,000,000GBP (約10~16.3億円 (1 GBP=125円換算)) 契約期間: 12カ月
入札手続	入札公告~落札結果の公表まで約12カ月
落札者決定方法	総合評価 (技術: 価格=70:30)
落札結果	落札者: Carillion Construction Ltd. 契約額: 3,240,374GBP (約4億円)
写真 (施工中)	



図一 英国事例 手続きフローと評価項目

4. シンガポールでの適用と事例


(1) 制度概要

シンガポール政府交通省陸上交通局（LTA：Land Transport Authority）では、発注方式として、一般競争（Open Tender）、指名競争（Selective Tender）、随意契約（Limited Tender）の3方式があり、指名競争については、事前資格審査（PQ）が行われており、段階選抜に該当する。

PQでは次の項目が評価される。

- ・技術力
- ・プロジェクト管理
- ・安全・品質管理（政府機関から企業の安全成績を入手。政府機関は年に1，2回現場の抜き打ち検査を実施）

表-3 LTA事例 プロジェクト概要

工事名称	Construction of Station EW30 and Viaducts for Tuas Extension (Build Only Civil Contracts 1685, 1686, 1687 and 1688)
発注機関	シンガポール陸上交通庁 Land Transport Authority, Singapore (LTA)
調達範囲	施工
工事概要	地上駅新設 地上4階 (28m×250m) 高架鉄道橋 延長3.4km 他 (Contract 1688: 地上駅新設(1), 鉄道高架橋, 道路拡幅, 電気設備 (66kV×1) 等)
工事規模	入札価格: S\$ 189,916,754.28~316,500,000.00 (約118~196億円 (1S\$=62円換算)) 契約期間: 約58カ月 施工開始: 2011年11月 工事完成: 2016年7月
入札手続	事前資格審査の公告~入札 (工事価格・技術提案の提出) まで約7カ月
落札者決定方法	総合評価 (技術提案: 価格提案=20:80)
落札結果	落札者: Shanghai Tunnel Engineering Co Ltd. 落札額: S\$ 189,916,754.28 (約118億円)
備考	事前資格審査は4工区 (Contract 1685, 1686, 1687, 1688) 同時に実施。 Contract No.1688の技術点を満した応札者の入札価格は8月24日に公表 (12社)。 入札保証金 (tender deposit): S\$ 500,000.
イメージ (駅)	

- ・施工実績 (2~5年程度)
- ・手持ち工事量
- ・財務状況

なお、事前資格審査の公告は一つの工事で2回実施される場合もあり、1度目の申請で落選した者も、2回目の公告時に再度申請することも可能である。

一般競争、指名競争ともに落札者は総合評価方式により決定される。配点比率は、建設のみの場合は価格80%、技術(品質)20%、設計・施工一括の場合は価格70%、技術30%とされている。

(2) 事例

LTA発注の事例を示す。本件は駅舎と高架鉄道橋の新設プロジェクトである。プロジェクト概要と手続フローは表-3、図-4のとおり。

米国、英国とは異なり、事前資格審査の公告時には一次選抜での絞り込み者数については明示していない。申請者数も選定者数も非公表となっている。また、事前資格審査申請書の内容は図-4

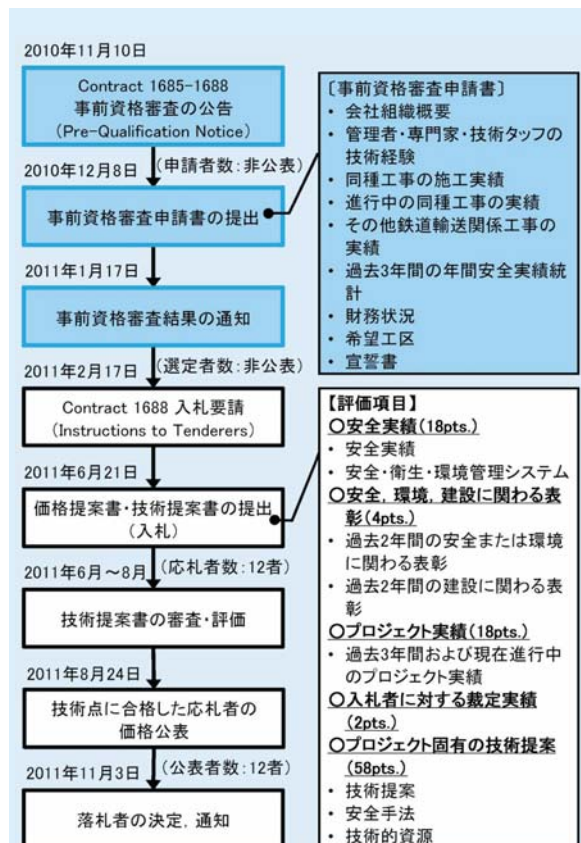


図-4 LTA事例 手続フローと評価項目

のとおりであるが、審査・評価に係る基準等は公表されていない。

二次選抜では、価格80%、技術（品質）20%の総合評価方式を採用している。なお、品質点は100点満点に対し50点以上、そのうちプロジェクト固有の技術提案は58点満点に対し29点以上の得点であることを要件としている。

5. 各国での位置付け

これまで紹介した海外の3カ国の入札制度（WTO/GPA対象工事）において、段階選抜方式が広く採用されていることが確認できる。海外の適用状況等概要を表一4に示す。

各国共通の特徴としては、一次選抜では、主に企業経営状況、工事实績（同種・同似工事）、配置予定技術者の資格・経歴等により審査・評価が行われていることが挙げられる。

6. わが国での段階方式の適用について

段階選抜方式については、入札契約手続きに係る技術提案資料の作成・評価に係る負担の軽減等、発注者・競争参加者双方にとって利点があると考えられることから、わが国での導入も期待されている。一方で、選抜の評価項目、基準、選定者数等の設定や透明性の確保等、検討すべき課題がある。

国土交通省では平成23年度に各地方整備局において計23件の段階選抜方式の試行を実施しており、これら試行結果の分析や、今回紹介した海外での適用等を参考に、実施面での検討を進めていきたい。

※本稿で紹介した海外における段階選抜方式については、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」（第6回）の資料3-2において、他の事例も含めて紹介していますのでご参照ください（http://www.nilim.go.jp/lab/peg/sougou_hinkaku_kon.html#24.02）。

表一4 海外の段階選抜方式の状況

	米国	EU	英国	シンガポール
段階選抜方式の有無、適用状況	<ul style="list-style-type: none"> FARでは3者以上の応札等が見込まれる設計・施工一括発注方式（DB）の場合、基本的に二段階選抜方式を採用 大規模工事（WTO/GPA対象を含む）では、事前資格審査が行われるケースが少なくない 	制限手続の場合で、入札参加資格を有する者が多いとき、発注者は入札に参加できる者の数を限定して指名することが可能	<ul style="list-style-type: none"> 英国高速道路庁では、ほぼすべての調達を制限手続（指名競争）で実施 制限手続（指名競争）における入札者の指名は、「入札資格審査（PQ）」と「入札者指名」の2ステップで実施 	指名競争（Selective Tender）の場合には、事前資格審査（PQ）が実施される
選抜者数とその明示	<ul style="list-style-type: none"> 一定数（通常5者以内）に制限する（FARの規定） 個々の工事件ごとに選抜を行う場合、入札公告に明示した上で得点制により上位数者（3者など）を指名するケースあり 	・制限手続での <u>最小指名者数は5とする</u>	第2ステップの入札者指名段階では、 <u>入札有資格者に順位をつけ、上位の者（5者など所定数）を入札者として指名する</u>	選択予定者数は明示されない
一次選抜時の審査内容	一般的には、企業の同種工事の実績、技術者要件（同種工事経験者の配置予定の有無）、現場組織およびキーパーソンの経歴、契約遂行の上で必要な資格の有無（技術者資格、会社ライセンスなど）を採点評価。法体系、財務、安全分野の要求要件は採点対象外だが必要条件		<ul style="list-style-type: none"> ■PQステップ1：企業情報審査 ①法令遵守・財務状況、②技術力・専門能力、③労働安全管理 ■PQステップ2：入札者選考審査 ①過去の契約工事の出来栄評価点、②入札希望企業の得意能力追加点、③高速道路庁の企業能力評価点（CAT） 	①技術力、②プロジェクト管理、③安全・品質管理、④施工実績（2年～5年程度）、⑤手持工事量、⑥財務状況 ※申請書類として、キーパーソン（技術者）の資格・経歴や過去の実績が求められる。当該工事に対する技術提案は求められない